正　誤

ページ	段	行	誤	正
令和六年三月三十日（号外特第二十八号）公布財務省令第十五号（法人税法施行規則等の一部を改正する省令）				
（原稿誤り）				
二七二		一	「第十項」を「第十一項	「第九項」を「第十項
二七七		終りから九	のうち	又はこれに相当する事項（同条第三項の規定の適用がある場合に限る。）のうち
〃		〃一	のうち	又はこれらに相当する事項（同条第三項の規定の適用がある場合に限る。）のうち
二八〇		〃一九	第十四条第一項第一号ロ	第十四条第一項第一号イ
同日（同号外）公布財務省令第二十四号（租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令）				
〃		〃一八	税引前当期利益の額に利益の配当の額	同号イに規定する収入金額又は当該所在地国に係る同号ロに規定する税引前当期利益の額に利益の配当の額（当該利益の配当を支払う会社等が当該構成会社等の特定多国籍企業グループ等に属する他の構成会社等である場合において、当該他の構成会社等の連結等財務諸表において当該利益の配当の額が費用の額として計上されている額に限る。以下この項において同じ。）
〃		〃〃	額は、	額は、当該収入金額又は
〃		〃〃	同号ロ又は同項第二号ロ	同条第一項
（原稿誤り）				
二八七		一八	この号	この条
三〇三		一〇		
二八七		終りから二〇	認定通知書（	認定等省令第一条第一項の申請に係る認定通知書（
三〇三		一四		
二八八		終りから一一	提出」を「の法第二十九条の二第二項第三号に規定する提出を	提出する」を「の法第二十九条の二第二項第三号に規定する提出をする
二九一		六	提出」を「の提出又は提供を	提出した」を「の提出又は提供をした
二九九		終りから三	の氏名、生年月日	の生年月日
〃		〃〃	あつては、氏名	あつては
三〇七		〃四	同項の次に一項を加える部分に限る	同条第十四項を同条第十七項とする部分を除く
（印刷誤り）				
三〇九		九	施行日以降	施行日以後

本紙：令和6年5月23日より引用しております